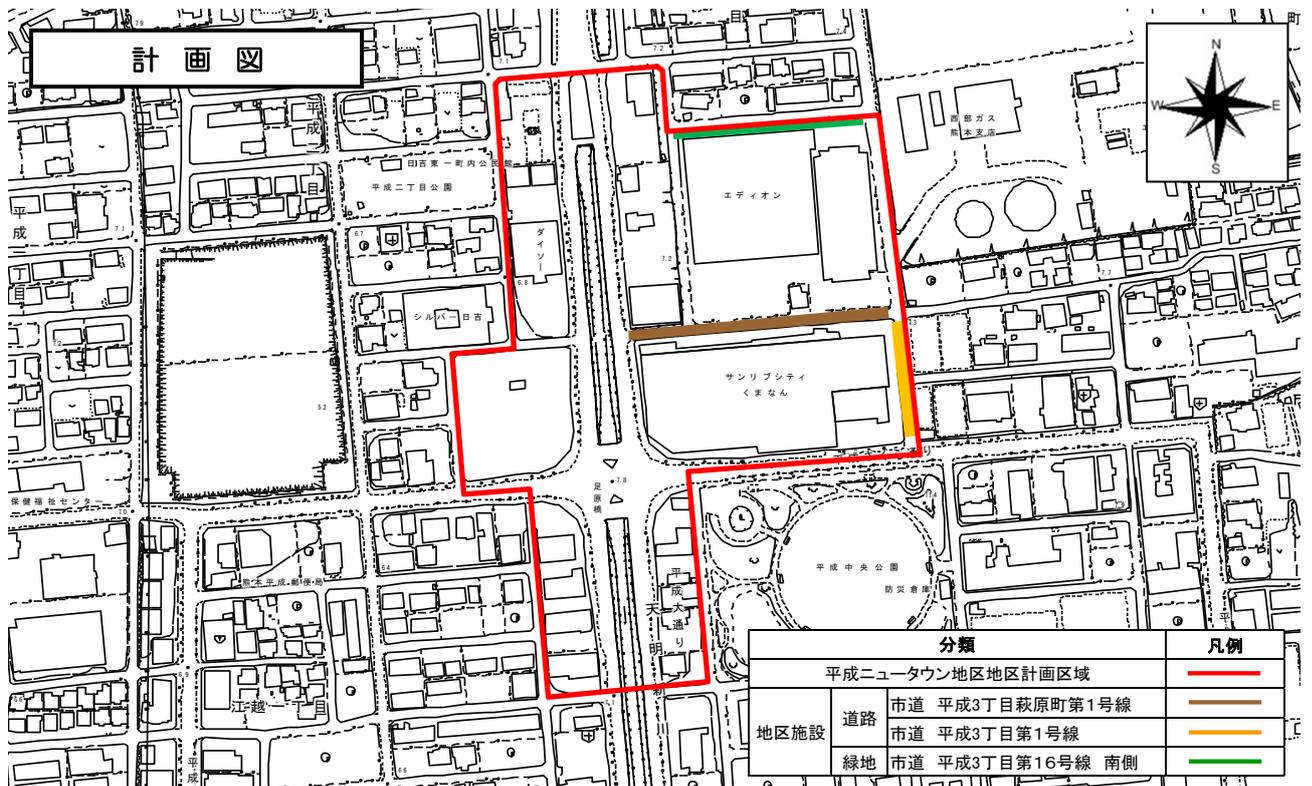
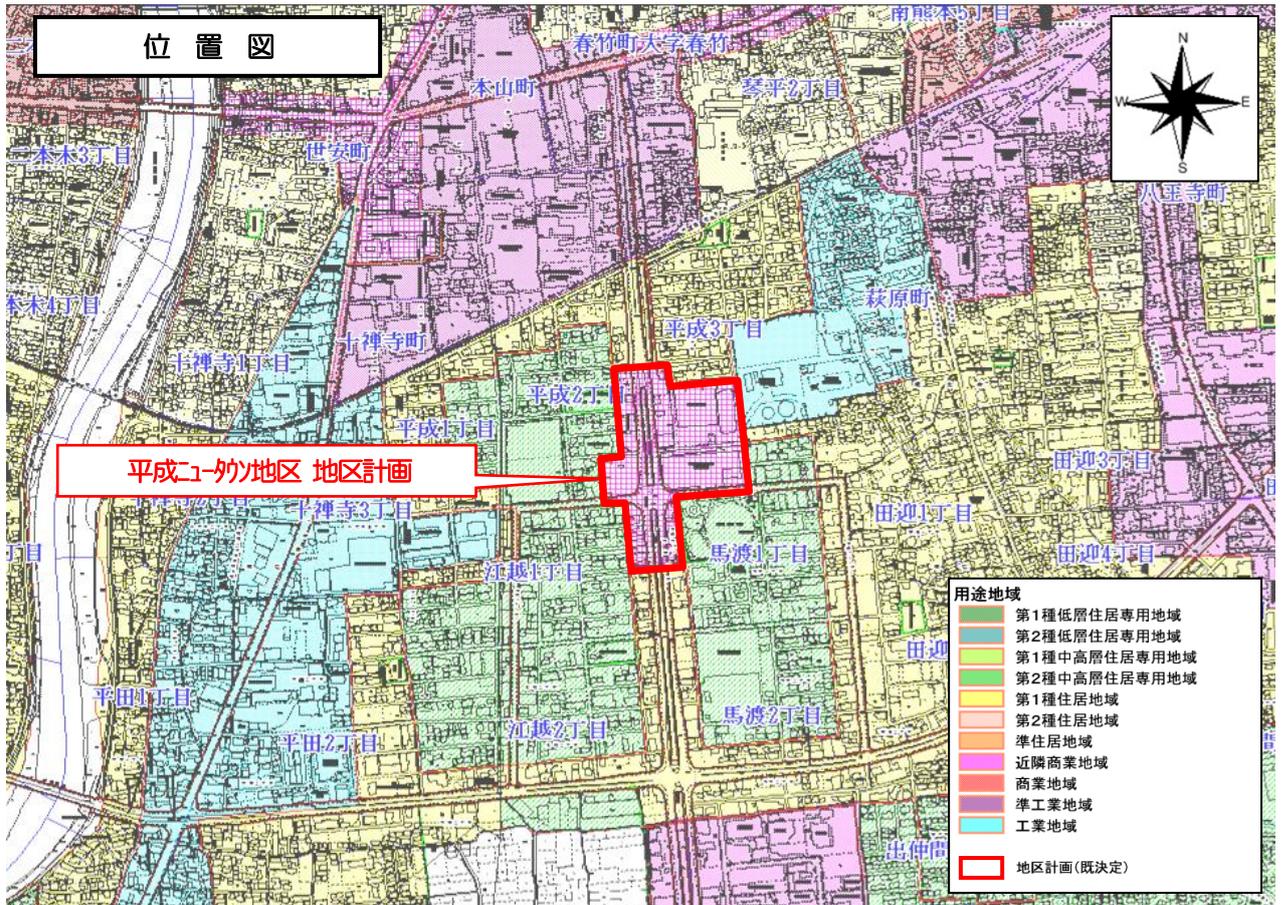


# 7 平成ニュータウン地区 地区計画



名 称		平成ニュータウン地区地区計画				
位 置		熊本市中央区平成2丁目・中央区平成3丁目・南区平成2丁目、南区江越1丁目・南区馬渡1丁目の各一部				
面 積		約7.8ha				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、南部第一土地区画整理事業においてショッピングセンターを核とする商業地を主とした土地利用として位置づけられ、今後も地域ニーズに即した商業施設の拡充が必要とされている地区である。</p> <p>一方、周辺には、戸建の住宅や中低層の集合住宅が建設されるなど良好な住宅地が形成され、また小中学校予定地も確保されている状況にある。</p> <p>今後、商業地と周辺居住環境の調和を図り、「人にやさしいまちづくり」に資することを目標とする。</p>				
	土地利用の方針	周辺の居住環境に配慮した商業地としての土地利用を図る。				
	地区施設の整備の方針	歩行者の安全を確保するため、水路の蓋掛け、道路の拡幅により整備を行う。また、居住環境との調和を図るため、緑地を整備する。				
	建築物等の整備方針	良好な住環境を維持形成するため、建物の用途に関して適正な制限を加える。				
地区整備	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
			市道 平成3丁目 萩原町第1号線	7.5m	168.0m	水路蓋掛
		市道 平成3丁目 第1号線	8.0m	82.0m	拡 幅	
		緑 地	市道 平成3丁目 第16号線 南側	3.0m	122.0m	高 木
備 計 画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>建築基準法別表第2（り）項に掲げる建築物の他、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場</p> <p>2 政令（令第130条の7）で定める規模の畜舎</p> <p>3 自動車教習所</p>			

「地区計画の区域、地区施設の配置は計画図表示のとおり」